

平成28年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備  
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め  
る条例の一部改正について

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運  
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効  
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備  
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め  
る条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運  
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効  
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例  
第28号）の一部を次のように改正する。

第40条中第2項を第4項とし，第1項を第3項とし，同条に第1項  
および第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症  
対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住  
民の代表者，市の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護  
事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定す  
る地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護につ  
いて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において

「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

#### 第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「、第38条」を「および第38条」に、「および第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「第39条」の後ろに「、第40条」を加え、「、第62条および第63条」を「および第62条」に、「第57条中」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」

とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中」に改め、「第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第3条に規定する別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

##### (提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防認知症対応型通所  
介護事業者による運営推進会議の設置等に関する規定を整備するため